

総務委員会会議録

平成26年5月22日（木）

（開 会） 10：00

（閉 会） 11：51

案 件

1. 入札制度について

【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (中心市街地活性化推進課)
2. いいつか健幸都市基本計画の策定について (総合政策課)
3. 飯塚市市民自治基本条例（仮称）案に関する説明会について (総合政策課)
4. 飯塚市同和問題実態調査の実施について (人権同和政策課)
5. 「北部九州情報化推進協議会」設立後の経過について (情報推進課)
6. 臨時福祉給付金の支給について (臨時福祉給付金支給業務室)
7. 固定資産評価審査決定取消請求事件について (総務課)
8. 土砂災害警戒区域等の指定に係るハザードマップの配布の完了について (防災安全課)
9. 東日本大震災に係る飯塚市の支援状況等について (防災安全課)
10. 基金等の運用について (財政課)
11. 集会所等の移譲方法について (行財政改革推進課)
12. 公用車の事故について (管財課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○契約課長

平成25年度建設工事の入札執行状況について、お手元に配付しております資料に基づき、ご説明いたします。

まず、資料1の「平成25年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。この資料は、平成25年度の工事契約落札率別内訳表でございまして、設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものです。

左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。99%以上につきましては、0.3%刻みで更に細かく分類をしております。

平成25年度の入札件数といたしましては216件で、契約金額の総額は47億3803万7658円でありまして、その平均落札率は89.72%となっております。

次に、資料2の「平成25年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。2ページから7ページをお願いいたします。平成25年度の条件付き一般競争入札の実施状況でございますが、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。

平成25年度は、80件の一般競争入札を執行いたしましたが、その内訳といたしましては、土木一式工事が48件、建築一式工事が31件、専門工事が1件となっております。80件のうち、62件が最低制限価格に応札がなされ、59件についてはくじ引きにより落札者を決定

したところでございます。落札率につきましては、7ページの1番下の欄に平均として記載しておりますが、87.26%となっております。

次に、資料8ページをお願いいたします。平成22年10月から試行導入しております等級区分のクロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式により落札者を決定する入札が、平成25年度は13件実施されております。なお、落札率につきましては、1番下の欄に平均として記載しておりますが、89.80%となっております。

以上、簡単ではございますが、平成25年度建設工事の入札執行状況についての説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から12件について報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について」報告を求めます。

○中心市街地活性化推進課長

お手元の配付資料に基づき説明いたします。資料1ページのこれまでの主な経過及び今後のスケジュール(案)についてでございます。

飯塚本町東地区優良建築物整備事業につきましては、株式会社エストラストが4月25日より同地区で地盤調査を行い、5月2日に終了しており、5月1日から建築工事の基本設計を開始しております。基本設計後、引き続き、実施設計を行い、12月には建築確認申請の準備が整う予定です。また、土地区画整理事業につきましては、5月13日に、第1期解体工事業者、3工区3社が決定いたしました。

次に、今後のスケジュールについては、5月27日に市街地再開発組合通常総会が開催されます。

5月29日には土地区画整理事業第1期解体工事に係る地元説明会を開催し、9月末までの工期で建物等の除却に着手いたします。

次に、5月末にはダイマル跡地事業地区の解体工事が完了いたします。今後、建築工事の発注に向け、手続きが進められる予定でございます。

次に、6月2日には土地区画整理事業第2期移転協議を開始し、平成27年1月までの移転、3月までの建物除却を進めてまいります。

次に、7月上旬からは市街地再開発事業に係るマンションの分譲が開始されることとなっております。

次に、2ページは中活事業の核事業であるダイマル跡地事業、本町東地区整備事業及び市街地再開発事業の位置図、3ページ以降は中心市街地活性化事業について記載しております。

4ページに吉原町一番地区市街地再開発事業について、事業の経過、今年度の予定、歳出予算・決算、今後の予定などの概要を記載しております。

また、詳細スケジュールとして、5ページに事業工程表を添付しております。

次に、6ページには飯塚市が一部を取得する再開発ビル2階の平面図となりますが、右上の

凡例のとおり色分けしております。飯塚市の専用床、休日夜間急患センターでございますが、この部分につきましては緑色の部分で、飯塚医師会の専用床、検診検査センターでございますが、この部分につきましてはピンクの部分、そして兼用する床としてオレンジの部分となっております。また、図面に番号を記載しておりますが、これが各部屋の名称となっております。

次に、7ページをお願いいたします。ダイマル跡地事業地区コミュニティビル整備事業について、事業の仕組み、事業内容を記載しております。

8ページには解体工事の事故繰り越しについて、枠内に国・県との協議経過について記載しておりますが、平成26年3月25日に福岡県財務支局の承認を得て、5月31日までに工期を延長しております。

また、中段には先の調査特別委員会のご指摘を受けまして、解体工事を含め今後の対応について9の1ページに、建築工事発注方針については、事務手続き及び事業進捗に関する指導、監督を強化するために、設計書審査、業者選考等における事務処理基準を9の2ページに作成しており、今後、同基準に基づき適切に事務処理を進めてまいります。なお、事務処理基準につきましては、施設建築物新築工事に関する事務処理基準において、チェック体制強化等を図った項目については、四角を塗りつぶした項目が対象となっております。

8ページ下段から9ページにかけては、街なか交流・健康ひろば整備事業について記載しております。「健康を実感できる交流空間」、「癒しと安心感のある時間消費型の空間」を創出する健康増進・市民交流の拠点施設として活用するため、市が1階床の一部を街なか交流・健康ひろばとして購入するものです。なお、床取得については、事業が遅延していることから、6月補正予算での計上を予定しております。

9ページには、街なか交流・健康ひろば事業計画案に基づき設備、備品等を整備するものですが、トレーニング室、多目的室、屋外ひろばでの事業計画について記載しております。設備、備品等を整備するものですが、当初計画から見直しを検討している設備もあり、市民の方がより利用しやすい施設とするため再度詳細な協議・検討を実施しております。

10ページをお願いいたします。3の飯塚本町東地区整備事業における権利者移転等の状況でございます。第1期については、本町商店街振興組合所有の樽屋町通り入口のアーケード接続テントの再築の可能性を含め協議中ではありますが、その他、建物所有者及び借家人との補償契約は完了しております。2期については、事前説明で概ね合意が得られており、6月より契約締結の手続きを開始いたします。

なお、優良建築物等整備事業施行者との土地売買契約の状況については、31件のうち27件で契約書を締結済みとなっております。残り4件については、担保物件抹消等の手続きによるもので、引き続き地権者とマンション事業者との調整を進めてまいります。

11ページは、第1期の土地区画整理事業解体工事の入札結果でございます。請負額全体として1億3007万3040円となっておりますが、その内訳につきましては、1工区が有限会社クリーンジャパンの部分でございますが税抜きで5465万6千円、2工区につきましては株式会社福飯工業の部分でございますが5200万円、それから3工区、株式会社のがみ組の分でございますが1億3870万2千円となっております。

12ページには解体工事の工区割り表図及び事業地区の全体写真を添付しております——（「もう一度、金額を」と発言する者あり）

すみません。まず1工区でございます。5465万6千円でございます。それから2工区については5200万円でございます。それから3工区につきましては、ここを多分間違っていたと思います。1378万2千円となっております。失礼いたしました。

12ページには解体工事の工区割り表図及び事業地区の全体写真を添付しております。

13ページには核事業のスケジュール表を、その次には再開発ビル、ダイマル跡地コミュニティビル及び本町東地区整備事業のイメージパースをそれぞれ添付させていただいております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

ダイマル跡地のことについて、いま説明がありました。9の2でフロー図が出てきておりますね。これは100条委員会の指摘にしたがって、こういうフロー図つくって、責任を持って管理していくということだと理解しておりますが、間違いありませんか。

○中心市街地活性化推進課長

そのとおりでございます。

○道祖委員

5月13日の西日本新聞が手元にあります。ダイマル跡地の建物解体工事で、事業主のまちづくり飯塚が声明を出したというふうになっております。この記事によりますと、市議会調査特別委員会100条委員会について、あたかも不正入札があったかのようなやりとりが議会で公表されたなどと批判する声明文を発表したというふうになっております。100条委員が3月にまとめた報告書は、工事の落札業者がまちづくり飯塚の株主であることなどから、公平公正な入札が行われたのか疑念を持たざるを得ないなどと指摘していた。その後ですと、影響は深刻と。金融機関の融資が止まり本来3月だった工事完了が5月末まで延びるなど影響は深刻、飯塚のまちづくりを台なしにした前代未聞の行為と批判したというふうになっております。100条委員会の結果をもってですね、こういうふうに見直しをするようなことになったわけですが、しかし、その新聞の記事によりますと、まちづくり飯塚が議会のあり方に対して批判をされているというふうにとられますけれど、私ども議会はですね、何か不平な、不正な、何と言いますか、あくまでも公正に物事を考えて取り組んできたつもりなんですけれど、落ち度があったような声明が出されたというふうになっております。これについてですね、執行部はどういうふうに思われているのか、ちょっと考え方を聞かせてください。

○企画調整部長

今ご指摘の100条委員会の指摘につきましては、私どものほうもチェック体制の不備等がございまして、陳謝をした経過もございまして、そしてその上で、今回疑念を持たれることのないようなチェック体制をやるということでご報告をしたつもりでございまして、今回ご指摘のまちづくり飯塚の件でございまして、私も社長のほうに真意を確認いたしました。決して、100条特別委員会のことを批判するというようなことは一切思っておりませんというようなこととございまして、実は、いま新聞記事にはそういう声明を出したというふうことを書かれておりますけれども、今回事業を継続実施していく上で、やはり追加の出資を募らないといけないと。その追加出資を募る上で、広く出資を募りたいということで、記者発表をさせていただいたということ聞いております。その中で、どうしても100条特別委員会でご指摘がありました、そういう疑念を持たれたことにつきましては、入札に関して不正をしていないということとをきちっとお伝えした中で広く出資を募りたいということで、こういうふうな記者会見に至ったということ聞いております。私ども執行部といたしましても、当然、100条特別委員会でご指摘いただいたことは真摯に受けとめまして、今後そういうことがないようにしっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、ご了承よろしくお願ひしたいと思っております。

○道祖委員

100条が開かれて、そしてその委員会の中で指摘されて、今回こういうその対応策、新たな対応策、そのフロー図に示されてるようなことが、改めて出てきてるわけですね。それはやはり100条が開かれなかったらこういう指摘はなかったわけですから、それを考えると100条の意味合いはあったというふうには私は思います。私は思うんですけどね。ただですね、

今の部長の答弁だったらですね、西日本新聞の記者は、前田さんが出した声明というのを曲解して書いてるんですか。前田さんがこのようなことを言ったからそのまま記事を書いてるんじゃないんですか。前田さんは、100条を、別にその議会对して批判してるとは言っていないから、結果としては、この新聞の記事では、批判というふうにとられるわけですね。一般の市民は何か議会对してですね、無理押しをしたと。横車をしたと。そういうふうなふうにとられるような内容になってきてますからね。うまく事業が進まないのは議会对のせいだというふうになってるわけですよ、この記事を見ると。だからそれは書いた人が悪いのか。声明文を出した人が本意ではなかったと言いつながら、こういうことを言ったのかどうかですよ。どうなんですか。

○企画調整部長

私、この記者会見に同席したわけではごさいませんので、どういう具体的なやりとりがあったということは把握いたしておりません。ですから、この記事に対してどうのこうのということではなくて、あくまでも社長に確認した内容をお話ただけでございます。

○道祖委員

じゃあ、あなた、新聞社に確認してくださいよ。どういうふうなことをですね、前田さんが言ったのか、記者会見で。間違った文章を西日本新聞が書いているなら、西日本新聞に訂正を申し入れてください。間違っていないならば、なぜそういうふうになったのかということですよ。あなた、100条の委員会を設置するときには、どういうふう設置するかご存じですか。100条を設置してほしいという申し入れがあつて、そしてそれがですね、議会对で過半数以上の議員が認めたらですね、それは委員会設置になってくる。そういうふうになってるんじゃないですか、自治法で。だから、多くの議員さんたちはやはり、一所懸命まちづくりに取り組んでいる中心市街地活性化、よりよいまちをつくつていこうということについては、前向きにみんな賛成してるとですよ。そこに多少なりと疑念があるならば、それは正していくべきだということで100条委員会が設置されたと、そのように思いますよ。そしてその結果として出てきたこと、設置されたことが、前代未聞と言われてるとですよ、まずね。前代未聞で、それで結果として出てきたことは、あなた方も多少なり取り組みとして甘いところがあったと認めているのに、これで入札には違法性はないと。問題はそういうことなんですか、ダイマルの100条が設置されたのは。まだ終わつてないわけでしょう、事業も。私が言いたいのは、あなた方の日頃からのこういう指導性の問題ですよ。100条が設置された意味合いも、100条の最終結論、そういうことについてですね、やっぱり真剣に行政として考えてないんじゃないんですか。部長、再三言いますけど、こういう記事を書いた西日本新聞の記者がうそを書いたのかどうか、お尋ねになってください。もしこれが間違っているならば、訂正文を書いてもらうようにしてください。そうしないと、やはり議会对に対する不信感が募つていくじゃないですか。私、いま5月から議長として職をいただいておりますのでね、やっぱり議会对の体面というのを守つていかななくてはいけない。また、100条の委員長として、意見書、報告書をまとめてますのでね、そういう立場から考えたらですね、こういう新聞の記事というのはですね、納得がいかない。なぜこういう記事になったのか。それをきちつと報告してください。できますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:22

再開 10:22

委員会を再開いたします。

道祖委員、要望でよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○企画調整部長

ご要望として受けとめさせていただきまして、どういう形になったかということについては、ご報告をしていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

街なか交流・健康ひろばの事業計画案ですけどね、6月の補正予算で床を買う分の金額を予算として提出したいというような報告がありましたけど、まず、中の事業が、この間の予算委員会でも言いましたように、中の事業がよくわからんのですよ。後にもありますように、市長は「いづか健幸都市基本計画」というものをつくってね、人が集い、交流と賑わいのあるまちづくりと、そして人口の歯止めをかけるためにも、健康で長生きできる人たちをというような形で、今度やってるわけですね。その中で、ここに街なか交流・健康ひろばの事業計画案というように、主に女性、40代の男女云々、それからトレーニング室とか、多目的室とか屋外ひろばの活用とか、いろいろ文字では列記してありますけどね、しかしこれは実際に何をやるのかということがよくわからんわけですよ。これはね、やっぱりこういうものを議会なりに、こういうものをやるんですよということをね、よく説明したのちに床を買うという予算を上げんと、買った後でこういう事業をやりますよというような形でやるんでは、あまりにも私は議会軽視やろうと思うんですね。だから、ある意味で言うならね、こういう事業をやりますよと、で、こういうことで人が集うんですよと、で、健康になるんですよと、健幸都市として飯塚のあそこがキャッチフレーズとしてよその地区からもどんどん人が見に来てくれるようなものになるんですよというようなものを、やはり表に出してね、そして予算上げてもらわんとね、予算はやっぱり上がったら、なかなかご存じのとおり否決というのが、なかなか難しいわけなんよね。そうなるよね、やっぱり議会もこれやったらいいなというような形のね、やっぱり納得できるようなものをやってもらわんと、建物を建てますから先に買って資金の手当てだけ先にさせてください。そして後の事業は、追い追い考えますからというのは主客転倒やろうと思うんですね。先ほど議長も言われましたようにね、100条というのは自治法で決められた、議員として問題があるときにはやっていいですよということでやるわけですからね。いろいろ声明文とか記事とか読んでも、記事もいろいろ西日本と毎日と読売と見ますと相当違いますからね、新聞記者によってこんなに違うかなと思いましたがね。だけどいろいろやっぱりあるんですよ。だから、そういうふうなものがあるときに、今はっきり言うとアレルギーがあるわけですよ。そういうときに6月の補正予算で予算を出してね、通してくださいと言ってもね、なかなか通りませんよ、はっきり言って。だからその前にやっぱり、こういう事業をやりますよと、市民の皆さんに、我々が例えば外に行って、あそこは何するんですかと言われても、こうこうこうこうことになるんですよというような説明のできるものを作って予算を上げてもらわんとね、ただ、ここに文言で書いてありますように、市民の皆さんに、どういうものをつくるんですかと言ったら、主に女性、40代以上の男女云々とかいってもですね、何ですかそれはということになるわけですよ。だから私はそこのところもね、やっぱり中活としてね、確かに事業を進めないといかんから、資金手当てでも大事やろうと思えますけどね、そこのところは主客転倒だと思います。だからそこのところをね、6月に補正予算上げるなら補正予算前にこういうものですよという具体的な説明ができるような体制がとれるのかどうか。できんやったらですね、私は時期をずらしてもね、我々に説明した後に予算上げるべきだと思いますが、いかがですか。

○中心市街地活性化推進課長

事業内容につきまして説明不足という形があったのかというふうには思っております。それで、できるだけ内容についてですね、わかりやすいものを説明していきたいと思っております。そういう中で補正予算、6月計上前になりますけども、またその辺がきちっとできるように検

討していきたいというふうには思っております。

○兼本委員

中活が事業やるわけやないでしょう。建物は中活がやりますけどね。これはどこか担当課があるわけでしょう。だから担当課がこの事業主でこういうことをやりますよと、例えばトレーニング室でどういうものやりますよとか、それから多目的教室についてはこういうことをやりますよと書いてありますが、所管がそれぞれこの課になるかわかりませんが、あるわけでしょう。そしたらそこはそこの課がここに来て、ここのトレーニング室についてはこういうことをやるんですよ。そしてどの程度の人を集めることを目的としてやりますよとか、それから多目的室、それから屋外ひろばの利用についてもこういうことをやるんですよとかね。あなたたちは、この間の予算委員会でも私言いましたように、全然議会で説明もないで足湯をつくりますとか、ぽんと書くからだめやろうと言ったわけです。同じことを私いま言ってるんですよ。だから中活はつくるだけですから、説明しようとしても中活は説明できませんでしょう、これは。担当課がこういうことをやるんですよという説明をせないかんでしょう。中活で説明できますか。こういう事業をやってくださいということで投げてるわけやないでしょう。あなたのところの課でこれを買ったら、ここを有効利用してくださいということで渡すわけでしょう。中活が全部、一から十まで取り仕切ってやるわけではないでしょう。そこを言ってるんですよ。だから反対でしょうと言いたいわけですね。受けたところが、こういう事業をやって、こういう目的で、こういうことをやるから、ぜひこの床が必要ですよということをね、まず我々に説明していただかんと、中活がこれ買ったはこういうことでしょうかという計画はあります。トレーニング室はどこの課に、健康・スポーツ課に渡すとか、多目的室は糖尿病とか何とかありますから、どこになるかわからんけど、どこの課に渡すとかいろいろあるわけでしょう。それから屋外ひろばについても、屋外ひろばはどこに渡しますとかいろいろあるでしょう。1課じゃないでしょう、これは1課ですか。だからそういうふうなところを説明していただいて、そしていま言う、この後また報告があろうと思えますけど、市長の言われる健幸都市の基本計画とマッチングした、こういうことをやるんですよということのね、まず説明をやらないと、床は買います。後の事業はこういうことをやります、こういうことをやりますということを付け足してやって、また同じことになりますよ、これ。本当にそれが必要なのかと、これはお金1億やったかな、出して買うのが本当に必要なのかどうか、そここのところの議論に入ってきたときに説明できますか。こういうふうなことで要るんだから、ぜひ買いたいんですよということを我々に、それやったら1億でも2億でも出して買えよというようなね、その意気込みを持たせるような行政運営をやっていただかんと、全然その意気込みが違う、市長の意気込みとあなたたちの意気込みと、どうですか。

○健康・スポーツ課長

ダイマル跡地事業につきましては、いま質問委員がおっしゃいましたように、中活課が整備したのち健康・スポーツ課のほうで1階の床を所管しまして事業展開をする予定としております。その内容につきましては、いま現在検討しておりますが、このあと報告がありますいづつか健幸都市基本計画の中にダイマル跡地の事業の連携についてということで項目が上がっております。具体的にその内容について現在検討しておりますが、現在のところでご報告をさせていただきます。

まず、街なか交流・健康ひろばでございますけれども、この分につきましては、今度完成いたしますコミュニティビルの1階、これは現在仮称ではございますが、ここを本市の健康づくりの拠点施設の1つとして事業展開をし、健康づくりに貢献するとともに街なかの賑わいづくりを創出する施設とするところで考えております。中身としましては、トレーニング室、それから多目的室、シャワー更衣室、これらを設置いたしまして健康づくりの拠点施設とするとともに、SWC関連事業の中核となる事業を展開する拠点施設とする予定でございます。まず、

トレーニング室でございますが、先ほど言われましたように、主に女性や概ね40歳以上の男女、と言いますのは、これは運動をあまり日ごろからされていない運動の初心者、または健康的な活動の疎遠者、さらに慢性疾患の予備軍となるような方々をターゲットとした施設とする予定でございます。そのためトレーニング器具につきましては、初心者でも扱いやすい油圧式の機器、これを中心に揃えまして、筋力トレーニングを日常的にやられている市民の皆様には第一体育館などの他のトレーニング室のほうに誘導を行います。また、通常は同種の施設は見通しがよい施設が多いのですが、ここはあえて遮へい物を置きまして、初心者でも他の利用者の目を気にせず利用できるような雰囲気とするように考えております。また、初心者の方にとってはどのような機器をどのようにして使えばよいのか、どの程度の運動をすればよいのか、多分わからない状態であると想像ができますので、運動指導員については常駐をさせ、来場者は初心者であることを前提に積極的に声掛けをしていくことを考えております。次に、多目的室でございますが、ここでは糖尿病教室、生活習慣病教室、女性向けの運動教室、これは託児をつけるというふうなことを考えております。また、健康指導教室等を行いまして、これらの教室参加者を、この教室のあと積極的にトレーニング室に移動していただき、その場ですぐ実地の運動を体験していただくというふうな運用をしていきたいと考えております。そういうふうなことで教室の効果を拡大できるのではと考えております。通常の場合でございましたら、教室で口頭で指導したのち、自宅へ帰りまして運動してくださいというふうな指導になりますが、隣りにトレーニング室を用意しておくことで、その後すぐに実際に運動の体験ができると、そういうふうな運用をしていきたいと考えております。そのほかエアロビの教室、それがマタニティー教室やヨガ教室というのも開催を検討いたしております。また、健幸都市には食に関する啓発も必要と考えております。そこで多目的室にはキッチンを併設し、食に関する事業も容易に開催ができるようにしたいというふうに考えております。また、更衣室も充実させることを考えておりまして、これは単にトレーニング室や多目的室の利用者だけではなくて、一般のウォーキングの愛好者や初心者の方も利用が可能にしておきまして、仕事帰り等に着替えをして運動したのち、シャワーを浴びて帰宅をするようなレストハウスのような利用も可能にしたいと、そういった施設にしていきたいというふうに考えております。なお、事業の見込みといたしましては、具体的にそこで可能な教室というのを現在検討しておりまして、種類といたしましては40種類ぐらいの教室は開催が可能ではないかというふうに考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:37

再 開 10:37

委員会を再開いたします。

○健康・スポーツ課長

事業の検討につきましては、私どものほうでプロジェクトをつくって検討しておりますが、まだ決定の段階まで至っておりませんで、なかなかご説明ができる準備ができておりませんでしたことから、まだ十分な説明ができておりません。今後につきましては、今ご説明いたしましたような事業展開をまとめまして、早急にご報告をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○兼本委員

これは当然、飯塚市の、今度、自治基本条例で出てくる飯塚市民としては、飯塚市に住所を持っている人、それから職場に来る人とかいろいろな人がたくさんいますからね、そういう人たちも当然対象になろうと思えますけどね、まず、いま聞いただけで一番心配なのは、どの程度の人間が集められるかということ。例えば、これにきた人たちに10回以上通ったら何かスタンプで商品券とか割り引きとか何とかいうようなものをやるとか、何かそういうふうな恩典か

何かあるのかどうかね。それから駐車場はどうするのかね。いま聞いただけでは確かに絵に描いた餅と同じで、いいことばかり言うけどね、現実的にやろうとしたときにどれだけの人間が集められるかどうか。女性と40歳以上、これは何時から何時までやるのか知らんけどね。まだその運営主体は行政でやるんじゃないかと、どこかにまた指定管理か知らないけど、どこかにやるんだらうと思いますけどね。しかしこれをやることについて、例えば民間がこういうふうな施設をつくらうとすれば、例えばそこに学習塾ができたけどね、嘉穂高校が中高一貫校になると。そしたらね、それによって塾に入る人がふえるだろうというような形の中で、事前に市場調査というのをものすごく事細かくやって、そしてあそこに投資して、ああいうようなものをつくったわけよね。これはこういうことをやるために市場調査とかなんとか、市場調査というのは言葉悪いけど、市民の意見、そういうものが反映されているかどうかなんよね。あそこの商店街の中の一隅なんよね、はっきり言ってね。人が集まるということは何かと言ったら、即消費の拡大と関連があるわけよね。じゃあ消費の拡大と、この人が来るやつとがどういうふうなマッチングしてやっているのかと、悪いけどね、健康・スポーツ課でそれだけやったとしても無理よ、はっきり言ってね。経済部と話し合いしながら、経済部でこれだけ来てもらったら、例えば10回来てスタンプ押したら500円の割引券を出すとかね、何かそんな消費の拡大とつながるようなものをやれば人が集まるかもわからんけどね。はっきり言って公務員の間では無理と思う。だからそれをやるならね、どういうふうなものをやるかということで、こういうふうなものを街なかにつくった先進都市はどこかありますか。当然こういうことをやるわけやから、どこかそういうものも参考にしていると思いますけど、どこにあって、どういうふうな効果があっているのか調べていたらちょっと、報告やから余り細かく言うたら申しわけないけどね、せつかく言わしてもらいますから言いますけど、先進都市でどこかこういうことをやって、これだけの効果があって、これだけ消費の拡大につながったという事例があれば紹介してください。

○健康・スポーツ課長

先進施設というのがあるかというご質問でございますが、街なかで同様の施設というのはございません。私が知っている範囲ではございません。規模を大きくしまして郊外型、例えば穂波の福祉センターや庄内のハーモニーというのがございますけど――

(発言する者あり)

私の知っている範囲ではございません。

○兼本委員

いや、だから飯塚が初めてそういうようなものをやるとすればね、どれだけの効果があるか、1億で床を買って、それに指定管理入れて、そして当然、施設は行政で中の分をせないかんわけやから、毎年の維持費がかかるわけよね。指定管理を置けば指定管理の分もかかる。入って来る人たちが有料になるのか無料なるのか知りませんがね、全然そんなのはわからんから、有料、無料は別問題として。そういうようなものもあってくるわけよね。じゃあ、どれだけの人間を見込んでと言ったらいかんけどね、どの程度の人間を1日に、オートレースでもオートレースはお金を入れられないかんけど、今だんだんだんだん入場者が減ってきてるわけよね。オートレースと比較したら怒られるかもわからんけど、いずれにしても、1日にどの程度の入場者がいて、どういうふうなものになるか、ここでもう答弁せんでいいからね、補正予算を上げるとすればね、そんなところまできちっとした数字を出してね、議会が納得できるような説明がない以上はね、補正予算を私は出すべきでないということを言って終わります、もう長くなりますから。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「いづか健幸都市基本計画の策定について」報告を求めます。

○総合政策課長

それではご報告申し上げます。本市の「健幸都市いづか」の構築につきましては、これまでご報告させていただいておりますけれども、少子高齢社会に対応した都市の将来像を実現するため、スマートウェルネスシティ首長研究会に加入いたしまして、健康長寿社会を創造する施策の研究を行っているところであります。

このたび、当研究会の事務局であります「つくばウェルネスリサーチ」の支援をいただきまして、庁内の横断的な組織として設置いたしました「飯塚市健幸都市推進委員会」において検討を行い、お手元に配付させていただいております「いづか健幸都市基本計画」を策定いたしましたので、ご報告させていただきます。

本計画につきましては、先ほど若干説明がございましたが、健康に関心のある人だけが参加するといった施策ではなく、市民の誰もが健康で、生きがいを持ち、安全安心で豊かな生活を営むことができることを、これからのまちづくりの施策と捉え、気軽に生活習慣病の予防や健康長寿の実現に取り組んでいただけるような各施策を講じまして、元気に暮らすことができる都市づくりを推進するため策定したものでございます。

それでは、簡単に計画の概要についてご説明いたします。資料の1ページの目次をお願いいたします。計画では「第1章 策定の背景」から「第5章 今後の展開」までの5つの章から構成されております。

まず、3ページから9ページの「第1章 策定の背景」では、平成30年には、本市の高齢化率が30%となることを推計しておりまして、元気な高齢者が求められることを示しております。また、5ページでは車社会の進展による生活習慣病の状況、6ページでは、医療費・介護給付費の増大傾向等について記載しております。

次に、10ページから20ページまでの第2章でございます。こちらにおきましては現状と課題ということで、計画の策定に当たりまして30代から70代の市民の皆様500名を対象といたしまして歩数計あるいは体組成計といった器具を使用した調査、またアンケート調査を行いまして、本市の現状の分析を行いその課題等を記載しているものでございます。調査の結果から、すでにご承知のとおり内閣府から認定されております、いわゆるスマートウェルネスシティ特区に加盟する7自治体との比較を行っております。この比較におきましては、本市の場合、加齢による筋肉量あるいは機能が低いと、あるいは運動不足といったものが示されているところでございます。

12ページをご覧くださいますと、本市の市民1人当たりの平均歩数が5840歩となっております。厚生労働省が推奨しております歩数で、12ページの枠の中に記載させていただいておりますけれども、最も少ない65歳以上の女性が6千歩ということで推奨されております。これに対しまして市民調査では5840歩ということで、その歩数よりも低い結果となっているところでございます。しかしながら一方で、このアンケート調査によりまして、健康づくりに必要な運動量を満たしていないという市民の方におかれましては約64.4%の方が運動に対するやる気といったものがあるというアンケート結果が出ております。こちらにつきましては13ページのほうにその結果を円グラフで示させていただいております。これらの調査結果等を踏まえまして21ページの第3章になりますが、こちらのほうに基本理念を掲げておりまして、本市が目指す健幸都市の将来像「すべての人が健康で、いきいきと笑顔で暮らせるまち」と定めておりまして、その実現に向けた3つの方針を21ページ下段のほうに掲げております。

第1の地域コミュニティづくりといたしまして22ページに記載をいたしておりますが、先ほども若干説明がございました街なか交流・健康ひろば（仮称）の活用、それから予防医療の

取り組みの強化、あるいはまちづくり協議会など各地区のコミュニティとの協力によりまして事業展開を行っていくという方針を定めております。2つ目の健康づくりというのを定めておりまして、こちらにつきましては23ページ以降に説明をさせていただいております、ウォーキングコースの設置などの環境づくり、こういったものが必要であるとしておるところでございます。また、第3の公共交通ネットワークづくりの案件に関しましては、25ページのほうにイラスト等を記載させていただいておりますけれども、都市計画マスタープランに基づきます拠点連携型の都市づくりを行うことによりまして、拠点間を公共交通で結び、市民の外出機会あるいは交流人口の拡大によって健康づくりの支援を行うといったことを方針として掲げております。

次に、29ページをお願いいたします。29ページにこの計画の期間を定めておりまして、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画の期間と定めており、29ページの下、計画の目標、それから30ページ右のほうになります。こちらに目標を2項目掲げております。1つは医療費の伸び率に関する軽減について掲げておりまして、1人当たりの国保と後期高齢者の医療費を平成24年度の実績ベース、これを5年間、計画期間でございます5年間維持していくということを掲げております。それからもう1つに、ウォーキングイベントの参加者数につきまして、25年の実績でございます1000人から30年度におきましては3倍の3000人に参加していただくということ、この2つの目標として掲げているところがございます。この状況につきましては、31ページのほうに国保の医療費、介護保険の医療費等について資料を掲げさせていただいております、このことによりまして1人年平均約17万円の医療費の削減といったものを効果として算定しているところがございます。

今後はこの基本計画をもとにいたしまして、将来の飯塚市を見据えながら庁内の横断的組織でございます健幸都市推進委員会を中心といたしまして、それぞれの担当部署が十分に連携して、進捗状況についてもこの評価を行いながら実効性のある具体的事業展開を推進してまいりたいというふうに考えております。なお最後の36ページのほうに、この推進委員会のメンバー構成について記載をいたしておりますので、ご参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単でございますけれども、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市民自治基本条例（仮称）案に関する説明会について」報告を求めます。

○総合政策課長

それではご報告申し上げます。自治基本条例の制定につきましては、先の当委員会及び本会議におきましてご説明させていただきましたとおり、昨年12月19日「飯塚市自治基本条例策定委員会」からの答申を受けまして、条例案に対する市民意見公募を行うとともに市議会のご意見をいただきまして、事務局において条例案を作成し、これをもとに市民の皆様を対象とした市内12地区における説明会を開催しましたので、その概要についてご報告いたします。

別途配付のA4縦、1枚の資料をお願いいたします。まず、期間につきましては4月16日から5月10日までの間、市内12地区の各公民館におきまして午後7時から説明会を開催いたしました。表にございますとおり全体で518名のご参加をいただきました。

説明会では自治基本条例制定の背景や概要、本市の条例案の構成や条文について、その趣旨説明などを行いまして、その後、参加者からのご質問やご意見をいただき、最後にアンケートの提出をお願いいたしました。

518名の参加者の皆様のうち、当日ご提出いただいたアンケートの件数は322件でございます。参加者の約62%の方々より貴重なご意見をいただいております。なお、参加者の

年代、性別等については把握しておりませんが、アンケートを提出いただいた方々の年代で申し上げますと、20代の方が14名参加いただき、全体の4%、30代が34名で11%、40代が65名で20%、50代が99名で31%、60代以上が107名で33%、不明が3名となっております。また、性別につきましては、男性71%、女性21%、不明8%となっております。

いただいたご意見の主なものについて、資料の裏面になりますが、2ページに記載させていただいております。主な内容といたしまして3つの区分にさせていただいております。説明会の運営や周知に関しましては、開催案内の十分な周知や資料の事前の配布、また、よりわかりやすい説明方法等についてご意見をいただき、また、若い世代、各種団体など多くの市民に説明することが必要だとのご意見をいただいております。

次に、条例案の内容に関するものにつきましては、策定委員会の答申と説明会でご説明しております内容との変更点についての説明を求められたり、「コミュニティ」や「まちづくり協議会」の組織や具体的活動内容について、また、さらにこれらに対する行政の支援内容が不明確であるとのご意見をいただきました。

次に、課題や要望・感想に関するものにつきましては、市民主役のまちづくりが実践できるシステムの構築、自治会への加入促進、先ほどございましたが、若年層を含めもっと多くの市民に条例案やまちづくりに関する理解を促すことが必要であること。また、条例を制定して特徴ある地域・まちづくりを進めていくべきであるなど多くのご意見をいただいております。

このようなご意見を賜り、本条例は本市の自治における最高規範として基本的ルールとなるものでありますことから、今後ともこれらのご意見をどのように反映するのか、市民の皆様へ条例案や市民主役のまちづくりの必要性、その方向性などについて、さらなるご理解とご協力をいただくための効果的な方策について、市議会各位からのご意見もいただきながら十分に検討する必要があると考えております。このような状況の中で、今しばらく検討時間をいただくため、次期市議会定例会への議案の提出は見送らせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、飯塚市市民自治基本条例案の説明会につきまして、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

自治基本条例を6月に提出するということは、これは副市長がちゃんと答弁しているんですよ。当初から2年かかって、これは3月議会に出すと言っていた内容ですよ、これはもうご承知のことでしょう。市民説明せないかんからということで、時間くださいと言って、提出を6月に延ばしたんでしょう。まず、この自治基本条例をつくるときに、初めから言っていたじゃないですか、あなた方がこういう取り組みでつくろうとしてますけれど、委員の選考がこういう形でいいのかと、あなた方が今回説明しましたと、こういう案を持ってつくっていきまうということを説明しましたと。しかし、そこで指摘されたのは、初めから言っていたことじゃないですか。市民に広く意見を聞いてと、あなた方はそれをしてこなかったじゃないですか。そして先延ばし、先延ばししてるわけじゃないですか。取り組みのとき言ったでしょう、初めに言ったと思いますよ、12のまちづくり協議会があるんだったら最低でもそこから10人ぐらい出して、分科会でもつくってやったら、それだけでも120人になるんですよ。あなた方、今度は案ができてから518人しか来てないんですよ。この518人のうち市の職員が何人ですか。普通の職員以外、議員以外の純粋な一般の市民の人、これは半分もないでしょう。だから初めからとりかかりの仕方が違うんじゃないんですかと言ってきたんですよ。それを再三指摘してきて、今ここにきて、また6月は出せませんと。そういう行政の取り組みが本当にいい

いんですかということなんです。今度は市長選挙がありましたよ。市長選挙の中で、市長のパンフレットの中に何て書いてました。市長の任期は選挙が終わって4年あるから、その間に自治基本条例をつくれればいいということであのパンフレットをつくったんですか。片方では、まちづくり協議会は昨年中にすべてできましたということですよ。初めから私は言ってますよ。まちづくり協議会をつくって、その運営となるならば、地区ごとにいろいろ地域環境が違うから基本的になるものを、骨となるものを持ってないと、ばらばらの政策になってくるんじゃないですかと、それを踏まえて私は市長はパンフレットにですね、自治基本条例とまちづくり協議会がリンクしたものを明文化して出されたんだらうと思ってますよ。市長の思いとあなた方のやっていることは全然かけ離れてるじゃないですか。どっちを向いてまちづくりをやっているんですか。今しばらくと言ってますけど、簡単に今しばらくと言ってますけど、いつまでが今しばらくなんですか。市長が4年ある間、4年間出さないんですか。4年の間のいつ出すんですか。

○総合政策課長

ご指摘の点につきましては、真摯に受け止めさせていただきまして、今後ともこの自治基本条例の周知につきまして取り組んでまいりたいと思えます。上程の時期についてのご質問でございますけれども、現段階におきまして大変申しわけございませんが、いつということをお願いすることというのが、現状では非常に難しいと考えております。ただ、ご指摘のとおり市長のまちづくりについての重要な最高規範性を持った条例でございますので、早急に状況が整い次第、上程をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:06

再 開 11:14

委員会を再開いたします。

次に、「飯塚市同和問題実態調査の実施について」報告を求めます。

○人権同和政策課長

飯塚市同和問題実態調査の実施につきましては、お手元に配付しております調査実施スケジュールのとおり各調査を実施しますのでご報告いたします。

この実態調査につきましては、本市における同和問題の現状を明らかにするとともに、これまで行ってきた同和行政の成果と課題を整理することを目的として、昨年11月に「飯塚市同和問題実態調査等検討委員会」を設置し、調査内容、実施時期などを検討してきました。その結果、平成26年5月7日の委員会において最終的な決定を受けましたので実態調査を実施するものです。

この調査の種類といたしましては、人権・同和問題に関する市民意識調査、人権・同和問題に関する地区住民意識調査、同和地区住民生活実態調査の3つの調査を行います。

調査の方法及び対象について説明いたします。資料の左側にあります会議名等の上から5番目でございますが、人権・同和問題市民意識調査につきましては、無作為抽出による20歳以上の市民2000人を対象に、7月1日から郵送による調査を1カ月間で行う予定としております。

同じく上から7番目の人権・同和問題地区住民意識調査と同和地区住民生活実態調査につきましては、解放同盟飯塚市協の協力を得て行いますが、地区住民意識調査は無作為抽出による20歳以上の地区住民700人を対象に、同和地区住民生活実態調査は地区住民700世帯を

対象に、8月1日から1カ月間かけまして、いずれも訪問による調査を行う予定としております。

各調査の整理・集計・分析については、筑紫野市、太宰府市及び那珂川町などで実績があり、また、学術的な研究会であります福岡実態調査研究会に、代表者は福岡教育大学の井上教授がされておりますが、業務を委託いたします。

調査票回収後は、10月にかけて各調査の整理・集計・分析を行い、委員会で決定し、1月に報告書の作成を予定しております。

今回の調査結果につきましては、今後の同和対策行政の方向性を見出すこと、また、平成23年3月に策定した飯塚市人権教育・啓発実施計画の実施期間が平成23年度から平成27年度までの5年間となっておりますことから、平成27年度の見直しの際、この結果を反映させ、同和問題の早期解決に努めてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、飯塚市同和問題実態調査の実施につきまして報告いたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「北部九州情報化推進協議会設立後の経過について」報告を求めます。

○情報化推進担当次長

「北部九州情報化推進協議会設立後の経過について」ご説明いたします。

平成24年9月に総務委員会へご報告していましたが、自治体クラウドによる業務の標準化を目的とした任意協議会であります「北部九州情報化推進協議会」設立後のこれまでの経過についてご報告いたします。

平成24年10月1日に、飯塚市、直方市、大川市、熊本県荒尾市、遠賀町、芦屋町の4市2町で設立しました「北部九州情報化推進協議会」は、その後、平成25年11月に長崎県大村市が、今年4月にうきは市が新たに加入され、福岡、熊本、長崎県にまたがる6市2町、人口規模としまして約44万人となっております。

これまで直方市が25年11月に、大川市、芦屋町が25年12月に基幹系システムのリプレース、システムの更新時期に合わせ、飯塚市を基本としたシステムに合わせる形で業務の標準化を行い、筑穂支所の4階にサーバ類を集約して、光回線によるネットワークで結び利用する形で自治体クラウドによる運用を進めています。

残る遠賀町が27年4月、大村市が27年7月、うきは市が本市と同じ28年1月、荒尾市が28年7月のリプレース予定に合わせ、自治体クラウドによる運用への移行を進めてまいります。

本協議会で進める自治体クラウドでは、サーバ類の集約によるハード面での割勘効果と業務の標準化で、各業務システムが稼働するプログラムを統一いたしまして、管理・運用することでの安定性や効率化を図り、今後のマイナンバー制度をはじめとする制度改正や法改正によるシステム改修費の削減を図っていきたいと考えています。

すでに標準化作業を終えた直方市、大川市、芦屋町と飯塚市において、各業務で出力する納付書等のシステム帳票類の共同調達を行うなど、システム経費以外でも一定の効果を上げています。

発足して1年8カ月程度ではありますが、協議会における今後の課題としましては、将来において、安定・継続したシステムの管理・運用を行うためには、広域行政組織への移行を考える必要があるのではないかと意見もあり、その形態としましては、一部事務組合、広域連合、法定協議会、事務委託等があり、現時点としましては、責任所在が明確であり、法人格を有する一部事務組合が望ましいのではないかと協議を始めたところであります。これからさらに協

議を重ねて、その経過について議会にご報告をしながら、慎重に進めてまいりたいと考えています。

以上 簡単ではありますが、「北部九州情報化推進協議会設立後の経過について」説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「臨時福祉給付金の支給について」報告を求めます。

○臨時福祉給付金支給業務室主幹補

臨時福祉給付金の支給についてご説明いたします。本年4月1日から消費税が8%に引き上げられたことに伴い、臨時的な給付措置として臨時福祉給付金を支給するものですが、給付金支給業務の円滑化と効率化のために、子育て世帯臨時特例給付金と一体的な申請受付業務を実施いたします。

お手元の資料をご覧ください。1ページの2支給要件等では平成26年1月1日において本市の住民基本台帳に記録されており、平成26年度市民税が課税されていない方が支給対象者となりますが、市町村民税が課税されている方に扶養されている方や、生活保護制度内で対応される被保護者となっている方は支給対象外となります。また、給付額は1人につき1万円ですが、高齢基礎年金や障がい基礎年金等の受給者の方は、加算措置対象者として5千円が追加支給されます。さらに、両給付金の対象者数、見込みでございますが、約5万4000人になると見込まれるため、繁忙期の申請受付業務につきましては、万全の体制で臨む必要がございます。なお、参考として子育て世帯臨時特例給付金の支給要件等を掲載しております。

2ページの3申請受付期間をご覧ください。申請受付期間は、本年8月1日から翌年の1月30日までの土、日、祝日を除き6カ月間としております。申請受付開始日の8月1日につきましては、田川郡赤村を除く筑豊地区で統一しております。また、少しでも早く受給していただくためや申請受付の開始直後は大変混雑するおそれがありますので、本庁のみではございますが、8月の第2週目までの土曜日、日曜日は開設することにしております。

4の申請受付体制につきましては、電話相談窓口、いわゆるコールセンターを7月1日から3カ月設置するとともに、申請受付専用窓口を8月1日から本庁では2カ月、各支所では1カ月設置し、円滑な申請受付及び迅速な支給処理を行う予定でございます。また、本庁では10月以降の申請受付窓口は担当課、各支所では9月以降の申請受付窓口は市民窓口課としております。

5の申請受付業務につきましては、当初、臨時職員の直接雇用と他部署職員の支援体制により実施する予定でしたが、本業務に関するノウハウを有する熟練した業者に委託したほうが円滑かつ効率的に実施できること、繁忙期の人員確保にあっては――

(警報器誤作動)

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:28

再 開 11:30

委員会を再開いたします。

○臨時福祉給付金支給業務室主幹補

5の申請受付業務から説明させていただきます。5の申請受付業務につきましては、当初、臨時職員の直接雇用と他部署職員の支援体制により実施する予定でしたが、本業務に関するノウハウを有する熟練した業者に委託したほうが円滑かつ効率的に実施できること、繁忙期の

人員確保にあつては臨機応変に対応する必要があること、委託したほうが経費節減につながることから、9月までは業者委託で対応したいと考えております。また、委託業務内容が包括的なものであることからプロポーザル方式で最適な業者を選定することとしております。なお、人材確保にあつては地元雇用に努めることや、個人情報保護には細心の注意を払ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

6の支給に要する日数につきましては、申請受付日から約2週間程度を予定しております。

7の今後のスケジュールといたしましては、6月上旬に業務委託契約を行い、申請受付業務に係る体制づくりを構築したのち、給付金対象者の方々には7月下旬に交付申請書の発送を行う予定としております。なお、支給対象者に対する広報につきましては、市報の掲載や各戸チラシの配布など市民周知に努めるとともに、個人情報保護の取扱いにつきましても、厳正かつ適正に実施いたします。

以上、簡単ですが、給付金支給に係る報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

4の電話相談窓口設置が7月1日になつとってね。今の給付金申請書発送が7月下旬になつとつけど、この電話窓口相談というのは、こういうふうな発送をせんでも相談があるということ想定してつくるということ。間違つとるわけやないわけね。

○臨時福祉給付金支給業務室主幹補

ご質問の件につきましては、申請前にいろいろお問い合わせがあつておりますので、その対応としてコールセンターを考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「固定資産評価審査決定取消請求事件について」報告を求めます。

○総務課長

昨年10月23日の総務委員会におきまして報告しておりました「固定資産評価審査決定取消請求事件」について、控訴審の判決が言い渡され、控訴人が上告をしましたので報告いたします。

本件の概要につきましては、平成24年度の固定資産税課税における土地の評価額が高いとして、固定資産評価審査委員会に対して審査申出が出され、平成24年7月30日付で評価審査委員会としての棄却の決定に対して不服であるとのことから、土地所有者において訴訟を提起されたものでございます。

第1審では、原告の請求を棄却するとの市の主張が全面的に認められた判決となっており、原告が控訴をしておりましたが、平成26年2月20日付で福岡高等裁判所より本件控訴を棄却する旨の判決が言い渡され、第1審同様、市側の主張が全面的に認められております。この判決を不服として控訴人が上告をしたとの通知書が3月11日付で福岡高等裁判所より届きました。

今後の予定としましては、今のところ未定でございますが、顧問弁護士と相談をしながら引き続き争うこととしております。

以上、簡単ではございますが、「固定資産評価審査決定取消請求事件について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「土砂災害警戒区域等指定に係るハザードマップの配布の完了について」報告を求めます。

○防災安全課長

「土砂災害警戒区域等の指定に係るハザードマップの配布の完了について」ご報告させていただきます。

避難体制の整備に係る市の役割として、福岡県によります土砂災害警戒区域等の指定に基づくハザードマップを作成しておりましたが、すべての地区における指定がなされ、各世帯への配布が完了いたしました。

お手元には地区名や完了日等を記載しました一覧表と、今年度配布いたしました飯塚地区及び筑穂地区の9つの地区のハザードマップを配付させていただいております。

このハザードマップは、飯塚地区を6つ、穂波地区を2つ、筑穂地区を3つ、庄内地区を3つ、颯田地区を2つに区分し、市内を16分割にして作成いたしております。ハザードマップには土砂災害警戒区域、イエローのゾーンでございます。それから土砂災害特別警戒区域、赤のゾーンでございます。および避難所や消防団詰所等を表示しております。

これまでの各世帯への配布につきましては、福岡県による土砂災害警戒区域等の指定が完了いたしましてマップを作成し、昨年度、平成25年6月1日に穂波、庄内、颯田地区の7つの地区を配布いたしまして、今年度、26年4月15日に残る飯塚、筑穂地区の9の地区を作成・配布いたしました。しかし、飯塚地区のうち4つの地区、幸袋、二瀬、鎮西、八木山において一部不具合が生じていたことが判明いたしましたことから、県と早急に対応を行いまして、1月遅れでございますが、今月15日に配布が完了いたしております。

なお、現在、このハザードマップにつきましては、飯塚市のホームページにも掲載しております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「東日本大震災に係る飯塚市の支援状況等について」報告を求めます。

○防災安全課長

それでは続きまして、東日本大震災に係る飯塚市の支援につきまして、平成25年度に飯塚市が支援を行った取り組み状況等についてご報告いたします。

お手元に配付させていただいております資料により説明をさせていただきます。被災地に対する支援策といたしまして、義援金の支援、人的な支援に分けて記載させていただいております。

まず、義援金の支援につきましては、市内18カ所で受け付けを行ないまして、平成25年度は124万6599円の受付金額となり、これまでの受付累計額は、平成26年3月31日現在では6935万3976円となっております。

次に、人的な支援につきましては、平成25年度は、期間は平成25年4月から3月末までの1年間、事務職1名を福島県相馬市に派遣しております。なお、26年度についても相馬市に派遣を行い、継続して支援を行っております。

以上、簡単ではございますが、平成25年度東日本大震災に係る飯塚市の支援状況等について報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「基金等の運用について」報告を求めます。

○財政課長

「基金等の運用について」ご報告いたします。「基金等の運用について」と記載しております資料をお願いいたします。

まず、1の現状でございますが、(1)の基金の運用状況としまして、平成26年3月31日現在、合計で約233億6千万円となっており、内訳は預金、これは大口定期預金、譲渡性預金、普通預金で約145億2千万円、貸付金が約17億3千万円、土地開発公社などでございますが、それから有価証券が71億円、内訳につきましては国債が51億円、仕組債が20億円となっております。また、利率・利回りの状況ですが、利率が高い順に20年国債、10年国債、大口定期等となっております。

また、歳計現金についてでございますが、年度末近くになりますと資金不足が発生することが多くなりますが、これに対応するため指定金融機関からの一時借入や所有国債を活用した資金の調達、これを現先取引と言っておりますが、これを行っておりますが、一時借入による利息が、いま言いました所有国債を活用した資金調達、現先取引でございますが、この利息のほうが高い状況となっております。

次に、2の課題でございますが、基金につきましては、財政見通しを念頭におきまして、今後の基金の運用収益の拡大を図る必要があること、歳計現金につきましては、今後も大型事業の実施が続きますことから、一時的に資金不足が生じることが予想され、これに対応するために資金調達の支払利息の縮減を図る必要があることが挙げられます。

そこで、これらの課題に対処するために、3の見直しを行うものでございます。(1)の基金につきましては、①の運用期間の見直しとしまして、国債の運用期間を現在の10年以内としているものを、概ね20年以内とするもので、長期銘柄の国債を保有することにより、より高い利回りの運用収益を得ることができ、収益の拡大につなげていくものでございます。

また、裏面の②の運用内容の見直しでございますが、現先取引対応分の国債の保有額を現在の41億円から100億円に増額するもので、このことにより運用収益の拡大を図っていくものでございます。

次に、(2)の歳計現金につきましては、現先取引対応分の国債の保有額の増額により歳計現金の一時的な資金不足に対応するための資金調達の支払利息、このコストの縮減を図っていくものでございます。

以上、簡単ですが、ご報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「集会所等の移譲方法について」報告を求めます。

○行財政改革推進課長

集会所等の移譲についてご報告いたします。資料をお願いいたします。

潁田地区自治公民館、同和地区集会所、同和地区農作業施設、旧産炭地環境改善整備により設置した集会所等の移譲については、「公共の施設等のあり方に関する第一次実施計画」において、「地域住民や関係団体等と協議を行い、廃止や移譲等を行っていく」としております。なお、「移譲にあたっては、老朽化している施設も多いことから、施設を維持補修・管理するためには多額の経費を要することが予想されることから、老朽化の状況に応じた一定基準の補

修費助成などの措置についても、検討を行う」としていることから、関係部署で協議を行い、移譲の際には、当該施設の解体除却費相当額を移譲事業補助金として交付することで、今後、地元自治会、関係者等と協議しながら移譲していくこととしましたので報告するものでございます。

解体除却費相当額を補助金の根拠としましたのは、対象施設はいずれも市有物件でありますので、移譲しない場合において、施設が老朽化し解体が必要となった場合には、当然、市の負担により解体除去すべきものであり、将来いずれかの段階で必要となる経費であることからでございます。

内容について、資料に沿ってご説明いたします。1の移譲補償対象施設は、築6年以上の施設としております。従いまして6年未満の施設については、補助金は交付しないものとしております。

総務委員会の所管施設としては、颯田地区自治公民館24カ所、同和地区集会所32カ所、旧産炭地環境改善整備により設置した集会所、生活館17カ所となっております。

次に、3の移譲対象外施設は廃止等が予定されている施設としております。

次に、4の移譲の方法としましては、移譲先である自治会等が地縁団体の認可を受けた後に移譲することを原則として考えております。なお、移譲を望まれない場合は、5年以内の期間を定めて廃止するとしております。

次に、5の補助金概要ですが、補助金の基礎としておりますのは、先ほどお話ししましたように、解体除去費用及び移譲に必要な事務経費としております。解体除去費用は、次のページの表1に記載していますように、構造や経過年数を考慮して算出しております。なお、木造施設の解体除去費用につきましては、耐用年数が短く老朽化も早いことから、平米当たり3千円程度の加算を行って算出しております。改修のこれら費用にかかる交付額の合計は表2のとおりとなっております。

次に、6の敷地の取扱いについてでございますが、無償貸与としております。

以上のような内容で、今後関係自治会等と協議を行い、移譲を進めてまいります。なお、同和地区の納骨堂についても、「公共の施設等のあり方に関する第一次実施計画」においては、自治会等への移譲を行うことになっておりましたが、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく納骨堂の経営許可審査基準で、経営主体は、原則、市町村等の地方公共団体となっております。これによりがたい事情がある場合は、宗教法人、公益法人等に限るとなっていることから、移譲は困難であり、別途運営管理方法等について検討を行うこととしております。

以上、簡単ではございますが、集会所等の移譲についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車の事故について」報告を求めます。

○管財課長

公用車の事故の状況についてご報告いたします。お手元に配付しております「年度・区分別公用車事故集計表」によりご報告いたします。

1番上の「事故発生件数」の欄をお願いいたします。過去3年間の公用車事故の状況につきましては、平成23年度30件、24年度27件、25年度32件の事故が発生しており、平成25年度は前年度より5件増加しております。その下の欄の「区分別件数」の欄には事故の内容を記載しております。1つの事故で複数の内容の事故が発生した場合がありますので、それぞれ事故の区分に応じて重複して記載しております。平成25年度の事故の内容としては、自損事故が最も多く17件発生しております。また、対物事故は6件、対人事故が4件発生し

ております。

25年度の事故の原因といたしましては、安全確認を怠ったことや、単純な運転操作ミスにより引き起こされたものが多く、運転者が安全運転を意識し、また、同乗者が同様な心構えで運転者の補助をしていたならば防ぐことができた事故も多かったことから、これらの公用車事故の状況を逐次庁内掲示板で報告し、全職員に対し強く注意、指導を行いました。さらに、市役所の組織全体で公用車の安全運転管理を推進するための「飯塚市職員安全運転管理規程」に基づく交通安全運転管理体制のもと、安全運転の啓発や各種研修を行っております。

本年度は市役所職員の事故の特徴を組み込んだ研修や、再発防止のみならず未然防止にも踏み込んだ交通安全研修を実施いたします。また、公用車に運転者の所属課を記した表示を行い、公務員として緊張感をもって公用車の運転を行うことにより、事故の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、公用車の運転については交通法規の遵守を徹底し、「交通法規を守る公務員としての運転」をモットーに、今後も安全運転管理指導を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした